

第66回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

プラザ・アペア 2階「オリジア」
東京都大田区西蒲田ハ丁目3番5号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申しあげます。また、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使のご活用をお願い申しあげます。

目次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	6
● 第1号議案 剰余金の処分の件	6
● 第2号議案 定款一部変更の件	7
● 第3号議案 取締役9名選任の件	11
● 第4号議案 監査役2名選任の件	17
● 第5号議案 補欠監査役1名選任の件	19
● 第6号議案 取締役賞与支給の件	20
● 第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	21
● 事業報告	25
● 連結計算書類	47
● 計算書類	49
● 監査報告書	51

富士ダイス株式会社
証券コード : 6167

証券コード 6167
2022年6月3日

株主各位

東京都大田区下丸子二丁目17番10号
富士ダイス株式会社
代表取締役社長 久保井恒之

第66回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の『株主総会参考書類』をご検討のうえ、『議決権行使についてのご案内』に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 計
具

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時 [午前9時受付開始]

2. 場 所 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
プラザ・アペア 2階 「オリジア」

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第7号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎当日、お土産はござ用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujidie.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
 - ◎本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujidie.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

本総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

1. 株主の皆様へのお願い

- ・株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申しあげます。特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、咳や熱などで体調のすぐれない方は、極力、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をご活用ください。事前の議決権行使方法の詳細につきましては、本ご通知『議決権行使についてのご案内』をご参照ください。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・受付付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場では、感染拡大防止に向けた対応として座席間隔を広く確保するため、座席数が例年より大幅に減少いたします。十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、又はご入場いただけない場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調に問題ないことを確認したうえで参加し、マスク着用にて対応いたします。

今後の流行状況により、上記内容を含め、本株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujidie.co.jp>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

6ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【推奨】

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

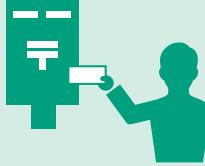
詳細は次ページをご覧ください ➤

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時まで

【推奨】

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時到着分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時00分）

議決権行使書用紙のご記入方法



【切り取ってご投函ください。】

→ こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1・2・5・6・7号議案

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

第3・4号議案*

▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印

*一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

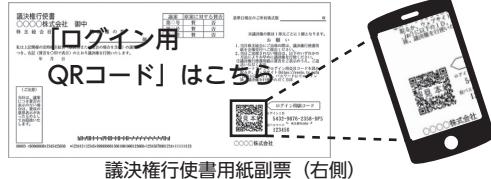
機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1.QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2.以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合もしくはQRコードを用いて議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

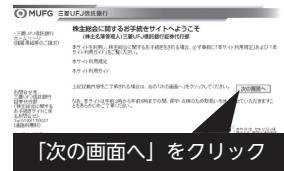
0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

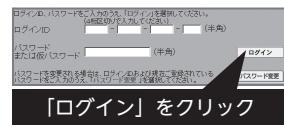
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1.議決権行使ウェブサイトにアクセスする



2.お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3.「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

①ご注意

- 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様のご期待にお応えするため、安定的かつ積極的な利益還元に取り組むことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況、業績及び配当性向等を総合的に勘案したうえで、次のとおりとさせていただきたく存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 22円 総額 435,619,690円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

配当金推移

■ 1株当たり配当金（円）



1. 変更の理由

- (1) 職務分担の明確化及び経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、株主総会の招集権者及び議長に所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、取締役会の招集権者及び議長に所要の変更を行うものであります。
- (4) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。
- (6) その他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長が選任されている場合には取締役会長が、取締役会長が選任されていない場合には取締役社長が、これを招集する。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役会長が選任されている場合には取締役会長が、取締役会長が選任されていない場合には取締役社長が議長となる。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が選任されている場合には<u>取締役会長が、取締役会長が選任されていない場合には取締役社長が</u>招集し、議長となる。<u>取締役会長または取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第34条 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(監査役の任期) 第34条 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(監査役の責任免除) 第41条 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第41条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
< 新 設 >	<u>(附則)</u> 1. <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案

取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位及び担当
1	再任	久保井	恒	之	代表取締役社長
2	再任	春田	善	和	常務取締役業務本部長
3	再任	津田	雅	宣	取締役営業本部長
4	再任	篠宮	茂	護	取締役技術開発本部長
5	再任	馬渡	和	幸	取締役生産本部長
6	新任	松岡	恭	弘	執行役員生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長
7	再任	本多	だ	實	社外取締役 独立役員
8	再任	澤井	い	英久	社外取締役 独立役員
9	新任	上田	だ	典由	社外取締役 独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	<p>く ぼ い つね ゆき 久保井 恒之 (1958年11月7日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1981年4月 当社入社 1999年11月 当社九州事業部生産技術部長 2001年1月 当社西日本事業部生産技術部長 2002年9月 当社技術開発本部生産技術部長 兼品質保証部長 2004年7月 当社東日本事業部郡山製造所長 兼生産技術部長 2009年2月 当社生産開発本部副本部長 2014年6月 当社取締役生産本部長 2018年6月 当社常務取締役生産本部長 2018年10月 当社常務取締役営業本部長 2020年11月 当社取締役副社長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）</p>	11,200株
取締役候補者とした理由			
2014年6月に取締役に就任し、生産部門及び営業部門の本部長を務めるなど、当社の製品製造や営業における豊富な業務経験と知見を有しており、また2021年4月に代表取締役社長に就任して以来、代表取締役としての職責を果たし、強いリーダーシップを発揮して経営全般を牽引しており、今後の持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、取締役として選任をお願いするものです。			
2	<p>はる た よし かず 春田 善和 (1963年11月26日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2007年6月 当社業務本部財務業務部長 2010年8月 当社業務本部企画部長 2014年3月 当社業務本部副本部長兼企画部長 2015年6月 当社取締役業務本部副本部長兼企画部長 2015年8月 当社取締役企画部長 2017年8月 当社取締役業務本部長兼企画部長 2017年8月 当社取締役業務本部長兼企画本部長 2017年12月 当社取締役業務本部長 2018年6月 当社常務取締役業務本部長（現任）</p>	12,900株
取締役候補者とした理由			
2018年6月に常務取締役に就任し、経営企画、経理、総務、人事部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般、管理・運営業務に関する知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	津田 雅宣 (1965年8月25日生) 再任 取締役会出席率 100% (15回/15回)	1988年4月 当社入社 2008年12月 当社生産開発本部市場開発部長 2010年8月 当社東日本事業部東日本営業部長 2013年4月 当社営業本部輸出部長 2015年6月 当社営業本部副本部長兼輸出部長 2015年10月 当社営業本部副本部長兼販売管理部長 2020年4月 当社営業本部副本部長 兼海外事業管理部長 2020年6月 当社取締役営業本部副本部長 兼海外事業管理部長 2020年11月 当社取締役営業本部長 (現任)	9,000株
取締役候補者とした理由			
2020年6月に取締役に就任し、営業部門の本部長を務めるなど、当社グループにおいて長年に亘り営業部門の管理監督に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有しております、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、取締役として選任をお願いするものです。			
4	篠宮 譲 (1967年6月5日生) 再任 取締役会出席率 100% (15回/15回)	1994年4月 当社入社 2012年7月 当社生産開発本部開発センター長 2014年3月 当社技術開発本部開発センター 製品開発部長 2014年12月 当社技術開発本部開発センター長 兼製品開発部長 2019年3月 当社技術開発本部副本部長 兼開発センター長兼製品開発部長 2020年4月 当社技術開発本部長 兼開発センター長兼製品開発部長 2020年6月 当社取締役技術開発本部長 兼開発センター長兼製品開発部長 2020年7月 当社取締役技術開発本部長 (現任)	11,100株
取締役候補者とした理由			
2020年6月に取締役に就任し、当社の技術開発部門の本部長を務めるなど、当社の技術開発における豊富な業務経験と知見を有しております、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	馬 渡 和 幸 ま わたり かず ゆき (1967年12月31日生) 再任 取締役会出席率 100% (11回/11回)	1990年4月 当社入社 2013年11月 当社西日本事業部岡山製造所副製造所長 兼合金課長 2016年10月 当社生産本部生産管理統括センター 岡山製造所長兼検査課長 2019年7月 当社生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2021年5月 当社生産本部長 兼生産管理統括センター長 2021年6月 当社取締役生産本部長 兼生産管理統括センター長 2021年12月 当社取締役生産本部長（現任）	16,300株
取締役候補者とした理由			
2021年6月に取締役に就任し、生産部門の本部長を務めるなど、長年に亘り生産業務に携わる一方、研究開発や企画業務にも従事し、幅広い経験をもとに豊富な知識を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、取締役として選任をお願いするものです。			
6	松 岡 恭 弘 まつ おか やす ひろ (1968年4月13日生) 新任	1991年4月 当社入社 2010年8月 当社九州事業部生産技術部長 2014年3月 当社生産本部生産管理統括センター 熊本製造所長 2017年9月 当社生産本部生産管理統括センター 郡山製造所長 2021年12月 当社生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長（現任）	13,705株
取締役候補者とした理由			
当社に入社以来、長年に亘り生産業務に携わり、生産部門の副本部長を務めるなど、当社の生産性革新活動の牽引者として製品製造における豊富な業務経験と知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	<p>ほん だ みのる 本 多 實 (1950年11月25日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1975年4月 日立造船(株)入社 1989年1月 いすゞ自動車(株)入社 2003年4月 いすゞベトナム(株)代表取締役社長 2008年5月 いすゞマリン製造(株)代表取締役社長 (現いすゞ自動車エンジン販売(株)) 2013年4月 いすゞ自動車エンジン販売(株)取締役会長 2014年4月 同社顧問 2014年6月 当社取締役 (現任)</p>	一 株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
長年にわたり企業経営に携わってこられ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただいていること、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。また粉末冶金、生産技術に精通されており、当社の生産体制の更なる強化に寄与していただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。			
8	<p>さわ い ひで ひさ 澤 井 英 久 (1948年7月23日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1972年9月 司法試験合格 1975年4月 中津法律事務所入所 1979年4月 澤井法律事務所開設 2002年10月 新四谷法律事務所設立 同代表 (現任) 2011年4月 日本弁護士連合会副会長 第二東京弁護士会会長 2012年4月 国立大学法人電気通信大学客員教授 (現任) 2015年4月 日本弁護士国民年金基金理事長 2015年6月 当社取締役 (現任) 2016年10月 (株)アイセイ薬局社外監査役 (現任)</p>	一 株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、高度かつ専門的な観点から当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
9 うえ だ のり よし 上 田 典 由 (1956年7月11日生) 新任	1979年4月 キヤノン(株)入社 2006年3月 キヤノンファインテック(株)取締役 (現キヤノンファインテックニスカ(株)) 2011年3月 同社常務取締役 2012年1月 ニスカ(株)代表取締役社長 (現キヤノンファインテックニスカ(株)) 2017年7月 キヤノンファインテックニスカ(株)取締役	一 株	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営者としての豊富な経験と、幅広い知識を有していること、また開発から製造までのものづくりに精通していることから、これらの知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 本多實氏、澤井英久氏及び上田典由氏の3氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 本多實氏及び澤井英久氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、本多實氏が8年、澤井英久氏が7年であります。
 4. 当社は本多實氏及び澤井英久氏との間で、期待された役割を十分に發揮できるよう責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定です。また、上田典由氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の概要は、事業報告4.会社の役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。なお、当該保険契約の次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
 6. 当社は、本多實氏及び澤井英久氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。また、上田典由氏の選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
 7. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役宮川弘氏及び岸田一男氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	ち　ば　まさ　ひこ 千　葉　理　彦 (1959年8月2日生) 新任	1980年4月 当社入社 2002年5月 当社九州事業部熊本製造所長 2006年9月 当社生産開発本部生産技術部長 2012年6月 当社東日本事業部長 2014年6月 当社取締役技術開発本部長 兼開発センター長 2014年12月 当社取締役技術開発本部長 2020年2月 当社取締役技術開発本部長 兼富士シャフト(株)代表取締役社長 2020年6月 当社顧問兼富士シャフト(株) 代表取締役社長 2022年4月 当社顧問（現任）	12,900株

監査役候補者とした理由

当社において取締役技術開発本部長を務め、また事業会社での取締役経験もあり、当社グループの事業全般に精通しております。その豊富な業務経験と高度な専門知識を当社の監査に反映させることが適切であると判断しましたので、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	江口泰志 えぐちやすし (1959年5月23日生) 新任	1984年10月 昭和監査法人入所 (現E Y新日本有限責任監査法人) 1988年3月 公認会計士登録 2000年7月 同監査法人社員 2008年7月 同監査法人シニアパートナー 2021年7月 公認会計士江口泰志事務所所長（現任）	一株

社外監査役候補とした理由

監査法人において多数の企業の監査に携わった実績があり、高い専門性と長年の経験を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 江口泰志氏は社外監査役候補者であります。
 3. 千葉理彦氏及び江口泰志氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・監査役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の概要は、事業報告4.会社の役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容に記載のとおりです。なお、当該保険契約の次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
 5. 江口泰志氏の選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
 6. 各監査役候補者の所有する当社の株式数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

第65回定時株主総会において補欠監査役に選任された大森実氏より、本総会開始の時をもつて補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、監査役会の同意を得て、本総会開始の時をもつて同氏の補欠監査役選任の取消しを行う旨、取締役会において決議いたしました。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
浦野 諭 (1954年2月21日生)	1978年4月 日本無機(株)入社 2009年6月 同社取締役執行役員総務部長 2014年6月 同社常勤監査役 2020年6月 同社顧問	200株

補欠社外監査役候補者とした理由

製造業での業務経験、取締役及び監査役として豊富な経験と幅広い見識を有しております、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 浦野諭氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 浦野諭氏が監査役に就任した場合、当社は浦野諭氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、浦野諭氏が監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。その契約の概要は、事業報告4.会社の役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。なお、当該保険契約の次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
5. 浦野諭氏が監査役として就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 補欠監査役候補者の所有する当社の株式数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

第6号議案**取締役賞与支給の件**

当期末時点の取締役6名（社外取締役を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与額73,500,000円を支給することいたしたいと存じます。本取締役賞与は、各取締役の基本報酬の概ね1／3を基準として業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案して決定する旨の方針に基づき算定しており、各取締役に対する支給金額は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、事業報告4. 会社の役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の当社第59回定時株主総会において、年額300百万円以内として、ご承認いただいている、また、第6号議案のご承認を得られると、取締役賞与総額は73,500,000円（社外取締役を除く。）となります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てるこいたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額及び取締役賞与総額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告37頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考②）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現

物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数80,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

但し、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

①当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

②本議案をご承認いただいた場合に変更を予定している取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

1. 当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を含む取締役の報酬制度及び報酬水準については、決定プロセスの客観性・公正性を確保する観点から事前に取締役会の諮問機関として2019年12月に設置した指名・報酬委員会（取締役3名（うち2名は独立社外取締役）により構成、委員長は独立社外取締役）において、外部機関による役員報酬調査データにより当社と企業規模が類似する会社の水準等を確認したうえで審議し、取締役会の決議により決定しております。

2. 取締役の報酬の構成

取締役の報酬は、毎月定額で支払われる「基本報酬」、単年度業績連動報酬である「賞与」、譲渡制限付株式の付与による「株式報酬」により構成しております（「基本報酬」「賞与」は金銭報酬となります）。但し、社外取締役については業務執行の監督における主導的な役割を期待し、独立性を確保する観点から「基本報酬」のみの構成としております。

3. 基本報酬の決定基準

各取締役の「基本報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

4. 賞与の決定基準

各取締役の「賞与」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1／3を基準として業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し、10%～150%の範囲内で支給することとしております。

5. 株式報酬の決定基準

各取締役の「株式報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね20%を基準として、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

6. 各取締役の報酬額決定プロセス

各取締役の基本報酬、株式報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に委任するものとしております。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定することとしております。

7. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容について

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率上昇に伴い新規感染者数が減少し、一部で持ち直しの動きがみられました。しかし、昨年末からの変異株による感染再拡大に加え、ウクライナ情勢の深刻化により、原材料価格やエネルギー価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

上記のような経済の状況において、当社製品の主な市場であります超硬耐摩耗工具の出荷額は、355億円（対前年度比43億円増・13.8%増）と2020年度を上回りました。

こうした状況のなか、当社グループは「革新」を年度方針に掲げ、高品質・低コスト・短納期・充実したサービスの向上に努めてまいりました。また、2021年度（2022年3月期）から、3カ年を対象期間とした中期経営計画を策定しており、筋肉質な企業体質への転換、中長期の成長基盤の構築を目指して、1. 生産性向上・業務効率化、2. 次世代自動車への対応・拡販、3. 新成長エンジンの創出、4. 海外事業の強化の諸施策に取り組んでまいりました。

超硬製工具類では、冷間フォーミングロール、押出金型、棒鋼・線材用ダイスの販売が堅調に推移しました。また、熱間圧延ロールの販売が低調となったものの、工作機械向け異型ダイス、刃物工具の販売が増加し、売上高は4,344百万円（前連結会計年度比10.7%増）となりました。

超硬製金型類では、半導体関連需要の拡大が続いたことにより、関連する金型の販売が好調に推移しました。また、自動車部品用金型の販売が堅調に推移し、特に車載電池用金型が大きく増加しました。光学素子成型用金型の販売も増加したことにより、売上高は3,984百万円（前連結会計年度比17.0%増）となりました。

その他の超硬製品では、半導体関連需要の拡大が続いたことにより、関連する金型素材の販売が好調に推移しました。また、自動車の電動化に伴いモーターコア金型素材の販売や海外向け電池用金型素材の販売も増加した結果、売上高は4,256百万円（前連結会計年度比22.7%増）となりました。

超硬以外の製品では、引抜鋼管の販売や放電加工用銅タンクステン電極、鋼製自動車部品用金型、KF2製混練工具の販売が堅調に推移した結果、売上高は4,288百万円（前連結会計年度比24.4%増）となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は16,874百万円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。利益につきましては、営業利益は1,113百万円（前連結会計年度比1,054.7%増）、経常利益は1,202百万円（前連結会計年度比300.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は790百万円（前連結会計年度比68.7%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、410百万円であります。
その主なものは当社における生産設備の増強、老朽代替であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達は行っておりません。

（4）対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「事業を通じて広く社会に貢献し、幸せな人を育てる」「人間尊重、人間中心の経営」を企業理念とし、広く産業とくらしを支え、社会に貢献できる人、そして、自分を必要としてくれる社会に対して感謝の気持ちを持つことができる人、そういう幸せな人を育て、真に人間が働く喜びを味わえる企業経営を行うことを、経営の基本方針としております。

②目標とする経営指標

当社グループは、安定的な成長を目指すため収益性を意識した経営が重要との観点から「売上高経常利益率」を重視しており、また資本効率を高め企業価値の向上を図る観点から「ROE(自己資本当期純利益率)」を重視しております。

③中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率上昇に伴い新規感染者数が減少し、一部で持ち直しの動きがみられました。しかし、昨年末からの変異株による感染再拡大に加え、ウクライナ情勢の深刻化により、原材料価格やエネルギー価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

中長期的には、当社グループの主要顧客が関連する自動車産業においてC A S E（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）への流れが加速することが予測されており、特に電動化については、世界的な環境保全への関心の高まりから対応が急ピッチで進んでおり、当社グループとしてもその変化への対応が強く求められます。

また5G（次世代通信規格）やI o T、A Iの普及、デジタルトランスフォーメーション（D X）の進展等により当社グループが関連する半導体の市場は世界的に拡大が続くものと考えられます。

日本を取り巻く環境としては少子高齢化・人口減少による市場縮小や人材確保の競争激化、S D G sに代表される持続可能な社会形成への意識の高まり、コロナ禍を契機とした事業構造・生活様式の変化、デジタル化の一層の推進など様々な変化が予測されております。

このような環境のもと2021年度（2022年3月期）からの3ヵ年を対象期間とした中期経営計画で掲げた筋肉質な企業体質への転換、中長期の成長基盤の構築を目指し、1. 生産性向上・業務効率化、2. 次世代自動車への対応・拡販、3. 新成長エンジンの創出、4. 海外事業の強化を主要な経営課題と捉え、優先的に課題解決に取り組んでまいります。また当社は、株式会社東京証券取引所の市場区分の再編において市場コンセプトと当社ビジョンが合致するものであると判断し、プライム市場を選択いたしました。現状では上場維持基準に適合していないことから、上場維持基準への対応も優先的に取り組むべき課題と捉えております。

1.生産性向上・業務効率化

生産性向上としましては生産部門において多品種少量生産における標準時間の設定や工程の見える化等を通じた生産管理の強化、現場改善等を組み合わせた生産性の向上と、それを効果的、継続的に行うための仕組みづくり、一部作業の自動化・省人化といった諸施策の効果の積み上げなど、徹底的な生産効率の改善を行ってまいります。また、基幹システムやグループウェアの刷新といったITインフラの整備、自立型人財の育成といった、生産性向上の支えとなる部分の強化も同時に実施し、筋肉質な企業体质への転換を図ります。現状は一部のモデル工場にて生産効率改善活動を実施し、一定の成果をあげることができます。業務効率化としましてはITインフラ整備としてのグループウェアの刷新やITを活用した営業手法の導入を進めました。

今後につきましては生産効率改善活動の全社展開として熊本新冶金棟建替えによる生産性向上の推進、更なるITインフラ整備として基幹システムの刷新等を進めてまいります。

2.次世代自動車への対応・拡販

次世代自動車の普及に伴う市場ニーズの変化に対応するため、マーケティングを専門とする組織の立ち上げにより情報収集力や分析力を強化するとともに、その結果を販売・生産・研究開発部門で共有し、三位一体で新材料、新製品の開発、生産、拡販等を行ってまいります。モーターコア、電池関連製品の拡販を目指し、新材料の積極的な投入や生産能力増強のための生産体制の構築を進めております。

今後につきましては市場ニーズの変化に対応するため、情報収集力・分析力の強化を図り、また多様化・高度化する顧客の要望に引き続き迅速に対応することで顧客の信頼を勝ち取ってまいります。

3.新成長エンジンの創出

市場ニーズを先取りした高付加価値製品の創出のため、新技術の開発や既存製品の新たな需要喚起に関するプロジェクト等の立ち上げ、コア技術の抽出等を行うとともに、外部機関との協働やM&A、業務提携の検討を積極的に推進してまいります。マーケティング部門との緊密な連携による顧客視点での研究開発活動、取引先開発部門等との共同開発、新事業分野探索のためのプロジェクトチームの立ち上げを進めております。

今後につきましてはターゲット顧客への積極的な試作品投入や新事業分野等についてM&A、業務提携の検討等を積極的に進めてまいります。

4.海外事業の強化

ローカル人財の育成やオンラインを活用した販売活動の推進、中国における販売拠点の拡大、海外製造拠点の生産性等の向上による競争力強化等に注力し、アジア地域を中心とした海外市場の成長を取り込むことによって、海外売上高の拡大を目指してまいります。中国の販売拠点による半導体、電池関連製品等の拡販、タイ製造拠点における加工技術向上による高付加価値製品への取り組みにより海外売上高の拡大は一定の成果をあげることができました。

今後につきましてはオンラインを活用したローカル人財の育成及び販売活動の強化、中国の販売拠点の拡充等を進めてまいります。

5.プライム市場の上場維持基準への適合

当社は、株式会社東京証券取引所の市場区分の再編において、プライム市場を選択しております。しかしながら、「流通株式時価総額」「1日平均売買代金」の2点については基準を充たしておらず、2027年3月期までに上場維持基準を充たすために各種取組を進めてまいります。基準への適合のためには企業価値の向上が不可欠であると捉えており、上記1.～4.の課題解決に取り組んでいくことにより企業価値の向上に努めてまいります。またＩＲ活動の強化による知名度の向上や投資家に対する信頼性・期待感の醸成を図ることに加え、株主還元の充実や流通株式数の増加にも取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

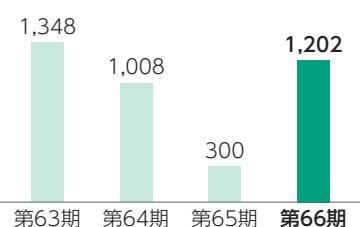
①企業集団の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)

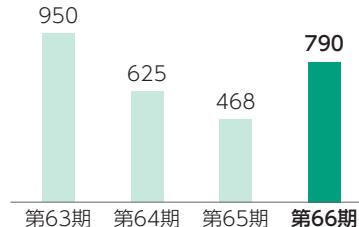


経常利益

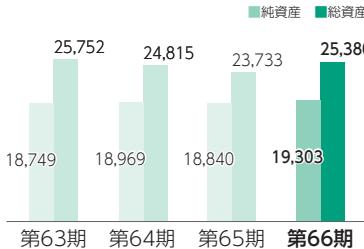
(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

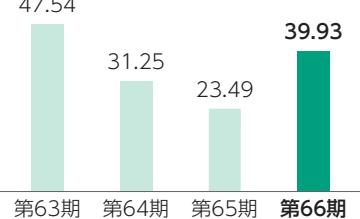


純資産/総資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区分

第63期
2019年3月期

第64期
2020年3月期

第65期
2021年3月期

第66期
(当連結会計年度)
2022年3月期

区分	第63期 2019年3月期	第64期 2020年3月期	第65期 2021年3月期	第66期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	18,356	17,426	14,247	16,874
経常利益 (百万円)	1,348	1,008	300	1,202
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	950	625	468	790
1株当たり当期純利益 (円)	47.54	31.25	23.49	39.93
純資産 (百万円)	18,749	18,969	18,840	19,303
総資産 (百万円)	25,752	24,815	23,733	25,380
1株当たり純資産額 (円)	937.46	948.46	951.48	974.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分		第63期 2019年3月期	第64期 2020年3月期	第65期 2021年3月期	第66期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高	(百万円)	16,315	15,708	12,763	14,715
経常利益	(百万円)	1,456	991	543	893
当期純利益	(百万円)	1,161	634	731	596
1株当たり当期純利益	(円)	58.05	31.73	36.65	30.13
純資産	(百万円)	17,609	17,728	17,924	18,070
総資産	(百万円)	23,952	23,102	22,469	23,630
1株当たり純資産額	(円)	880.45	886.43	905.23	912.62

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権率	主要な事業内容
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市	10百万円	100%	耐摩耗工具等の製造
富士シャフト株式会社	福島県二本松市	20百万円	100%	引抜鋼管の製造販売
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県	145百万THB	100%	耐摩耗工具等の製造販売
富士模具貿易（上海）有限公司	中国上海市	3百万元	100%	耐摩耗工具等の販売
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州	53,645百万IDR	100%	耐摩耗工具等の製造販売
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州	90百万INR	100%	耐摩耗工具等の販売
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国ペナン州	1百万MYR	100%	耐摩耗工具等の販売

- (注) 1. 議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。
2. FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITEDはインド共和国の経済環境、当社顧客の動向を鑑み、2016年8月から事業を休眠しております。今後につきましては当社において市場調査、拡販を行い、事業再開を予定しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、超硬耐摩耗工具製造販売を主要な事業内容としております。

主要な製品と具体的な用途例は以下のとおりであります。

製品区分	主要製品	具体的な用途例
超硬製工具類	ダイス、プラグ	線材、パイプの生産用工具
	溝付プラグ	熱交換器用パイプの生産用工具
	熱間圧延ロール	鉄鋼素材の生産用工具
	冷間フォーミングロール	建材、パイプの生産用工具
	超高压発生用工具	人工ダイヤモンド・CBN等の生産用工具
	混練工具	樹脂・セラミックス等の生産用工具
	刃物類	鋼板、フィルム、箔などを切断する刃物
超硬製金型類	自動車部品生産用金型	エンジン・駆動系・操舵系・安全装置部品の生産用金型
	製缶金型	飲料缶、食用缶の生産用金型
	電池関連金型	電池ケース、電池部材の生産用金型、車載電池用金型
	光学素子成形用金型	ガラスレンズの生産用金型
	粉末成形用金型	磁石、焼結部品の生産用金型
	半導体・電子部品用金型	封止材生産用金型
その他の超硬製品	各種部品	各種装置部品
	超硬合金チップ	各種金型・工具、刃物の素材
超硬以外の製品	鋼製品	飲料缶、エンジン部品等の生産用金型
	セラミックス製品	機械工具、治工具
	FHR製品	耐熱用部材、鋳造用部材
	KF2製品	樹脂等の生産用工具、治工具
	銅タンゲステン合金	放電加工用電極
	電着砥石	硬質材料の加工用砥石
	固体潤滑複合材料（NFメタル）	真空蒸着装置用軸受、特殊環境用軸受
	引抜鋼管	ベアリング、自転車部品の部材

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 大 田 区	名 古 屋 工 場	愛 知 県 名 古 屋 市 緑 区
郡 山 製 造 所	福 島 県 郡 山 市	岡 山 製 造 所	岡 山 県 倉 敷 市
秦 野 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	熊 本 製 造 所	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
秦 野 第 二 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市		

(注) 2021年7月10日付をもって、大阪工場は閉鎖いたしました。

②子会社

会 社 名	所 在 地
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市
富士シャフト株式会社	福島県二本松市
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チョンブリ県
富士模具貿易（上海）有限公司	中国上海市
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国ペナン州

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,131 名	8 名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
890 名	11 名減	43.2 歳	20.3 年

(注) 上記従業員数には、パートを含み、役員及び子会社への出向者等は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000株（自己株式199,105株を含む）

(3) 当期末株主数

3,290名

(4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持株比率
富士ダイス社員持株会	3,069,452株	15.5%
新庄 美智子	1,815,300株	9.2%
矢作 玲子	1,680,800株	8.5%
KP株式会社	1,630,300株	8.2%
株式会社CS企画	1,576,300株	8.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,121,600株	5.7%
株式会社シルバーロイ	600,000株	3.0%
新庄 敦子	590,000株	3.0%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	300,800株	1.5%
新庄 由美子	300,000株	1.5%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	久保井 恒 之	
常 務 取 締 役	春 田 善 和	業務本部長
取 締 役	津 田 雅 宣	営業本部長
取 締 役	篠 宮 譲	技術開発本部長
取 締 役	馬 渡 和 幸	生産本部長
取 締 役	本 多 實	
取 締 役	澤 井 英 久	新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授、株式会社アイセイ薬局社外監査役
取 締 役 相 談 役	西 嶋 守 男	
常 勤 監 査 役	宮 川 弘	
監 査 役	岸 田 一 男	
監 査 役	内 田 伊知郎	トラベルブック(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役 本多實氏及び取締役 澤井英久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 岸田一男氏及び監査役 内田伊知郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 岸田一男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 本多實氏、取締役 澤井英久氏、監査役 岸田一男氏及び監査役 内田伊知郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年6月23日開催の第65回定時株主総会において、馬渡和幸氏が取締役に、内田伊知郎氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 監査役 大森実氏は、2021年6月23日付で辞任により退任いたしました。

7. 当事業年度中における取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
西 嶋 守 男	代表取締役社長	代表取締役会長	2021年4月1日
久 保 井 恒 之	取締役副社長	代表取締役社長	2021年4月1日
西 嶋 守 男	代表取締役会長	取締役会長	2021年6月23日
西 嶋 守 男	取締役会長	取締役相談役	2021年10月1日
馬 渡 和 幸	取締役生産本部長 兼生産管理統括センター長	取締役生産本部長	2021年12月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員及び監査役の全員との間で会社法第427条第1項に基づき、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約となっております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、違法な報酬又は利益、故意の行為による損害賠償請求等は填補の対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

1.当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を含む取締役の報酬制度及び報酬水準については、決定プロセスの客観性・公正性を確保する観点から事前に取締役会の諮問機関として2019年12月に設置した指名・報酬委員会（取締役3名（うち2名は独立社外取締役）により構成、委員長は独立社外取締役）において、外部機関による役員報酬調査データにより当社と企業規模が類似する会社の水準等を確認したうえで審議し、取締役会の決議により決定しております。

2.取締役の報酬の構成

取締役の報酬は、毎月定額で支払われる「基本報酬」と、単年度業績連動報酬である「賞与」により構成しております（なお、いずれも金銭報酬となります）。但し、社外取締役には、業務執行の監督における主導的な役割を期待し、独立性を確保する観点から、「基本報酬」のみとし、賞与は支給しないこととしております。

3.基本報酬の決定基準

各取締役の「基本報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

4.賞与の決定基準

各取締役の「賞与」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1／3を基準として業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し、10%～150%の範囲内で支給することとしております。

5.各取締役の報酬額決定プロセス

各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に委任するものとしております。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定することとしております。

6.当事業年度に係る個人別の報酬等の内容について

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲で、「基本報酬」のみとして監査役における協議により決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額については、基本報酬に関して、2015年6月26日開催の第59回定期株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該上記基本報酬に関する決議に加え、対象事業年度の業績等に基づいて設定される取締役賞与の総額を、対象事業年度に係る定期株主総会にて決議いただくこととしております。直近の決議としては、2021年6月23日開催の第65回定期株主総会において、第65期に関する取締役賞与の総額を12百万円（社外取締役は支給対象外）とする旨決議しております。当該決議による対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第62回定期株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定期株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月23日開催の取締役会にて代表取締役社長久保井恒之に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	198	125	73	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	—	—	1
社外取締役	16	16	—	—	2
社外監査役	13	13	—	—	3

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2021年6月23日開催の第65回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 　・第66回定時株主総会において決議予定の取締役賞与73百万円

⑥業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高め、企業価値の持続的向上を図るために、取締役（社外取締役を除く）に対して、業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の算定の基礎となる業績指標としては、当社の総合的な収益力の向上に対し責任を負うべきという観点から「連結経常利益」を選定しております。

また、業績連動報酬等の算定方法としては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1／3を基準として、業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し10%～150%の範囲内で支給することとしております。

当事業年度を含む「連結経常利益」の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項（5）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

⑦非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は支給しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役 澤井英久氏は新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授及び株式会社アイセイ薬局の社外監査役を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役 内田伊知郎氏はトラベルブック株式会社の常勤監査役を兼任しておりますが、トラベルブック株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	本 多 實	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。長年にわたり企業経営に携わられた経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めており、活発な審議に参画しております。
取 締 役	澤 井 英 久	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員長を務めており、主導的な役割を果たしております。
監 査 役	岸 田 一 男	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、指名・報酬委員会のオブザーバーを務めており、監査体制の強化を推進しております。
監 査 役	内 田 伊 知 郎	2021年6月23日以降に開催された取締役会11回、監査役会10回の全てに出席いたしました。取締役、監査役として経営の経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、指名・報酬委員会のオブザーバーを務めており、監査体制の強化を推進しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当であると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、次の取組みを行う。

- ①経営理念に基づく行動規範を策定し、日々の教育研修を通じて、社員全員への浸透を図る。
- ②『コンプライアンス規程』を制定し、役員、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を目的として、コンプライアンス委員会を設置、運用する。
- ③社内外に通報窓口を有する内部通報制度を整備、活用し、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働きかせ、不祥事を未然に防止する。
- ④『反社会的勢力への対応規程』等を制定し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを明確にするとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署の設置や、警察等の外部機関との協力体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、次の取組みを行う。

- ①取締役会、経営会議等の議事録並びに稟議書、報告書その他取締役の職務の執行に係る重要な書類（電磁的記録含む）について、関連資料とともに法令及び社内規程に従って保管し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、適切なリスク管理体制の整備のため、次の取組みを行う。

- ①『リスクマネジメント基本規程』に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、各種事業リスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備する。
- ②実際に企業の存続を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、関係者の招集を行い、組織的・集中的かつ的確に対応することによって、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、次の取組みを行う。

- ①組織の構成と各組織の職務権限及び職務分掌を定めた『業務規程』を策定する。
- ②経営会議を設置し、重要案件について、取締役、執行役員及び関連部門長が事前の審議を行うことにより、適切かつ迅速な意思決定を促進する。
- ③中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具体化するため、毎事業年度の事業計画を策定する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが適正な事業運営を行い、グループとして成長、発展し続けるため、次の取組みを行う。

- ①経営理念やコンプライアンス意識を、グループ全体に浸透させ、共有する。
- ②当社グループ共通の中長期の方針をもとに、各社で中期経営計画、事業計画等の重要事項の策定を行い、当社の取締役会において承認するとともに、事業計画の実施状況等を取締役会に報告する。
- ③当社グループにおける、ITへの利用に係る方針及び手続きを適切に定める。
- ④『子会社管理規程』を策定し、子会社の経営管理等を行う。
- ⑤監査役や、内部監査部門は、必要に応じてグループ会社を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合について、次の取組みを行う。

- ①監査役は、職務執行において必要に応じて内部監査部門の使用人に補助を求めることができることとし、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して行う。
- ②監査役の職務を補助すべき使用者の独立性を確保するため、取締役と監査役が協議を行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役への報告に関する体制について、次の取組みを行う。

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ③監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- ④監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めたときは、再監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤監査役に①又は②の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、次の取組みを行う。

- ①監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ②監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類について、いつでも閲覧することができる。
- ③監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間で定期的な意見交換を行う。
- ④監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じ弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑤監査役が、職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」を制定しており、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、コンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を行っております。
- ・当社は、「内部通報規程」を制定しており、社内通報窓口を内部監査室長、社外通報窓口を契約弁護士として、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防ぐための体制を整備しております。当期は内部通報が有り、調査を実施しております。併せて通報者の保護、対象者への対応、周知教育等を実施して適切に対応しております。
- ・当社は、「反社会的勢力への対応規程」を制定しており、反社会的勢力との関係を遮断するために取引先に対して、反社会的勢力の確認を実施しております。また警察等の外部機関と連携を取る体制を整備して運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の議事録及び関係資料は、法令及び社内規程に従って保管しており、取締役及び監査役は、必要に応じて記録を開覧し、又はその写しを入手しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、『リスクマネジメント基本規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を四半期に1回開催してリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応に関する施策を整備して運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務の執行を効率的に行うため、『業務規程』を定めて運用しております。
- ・当社は、経営会議を月に1回開催して、重要案件等について取締役、執行役員及び関連部門長が審議し、適切かつ迅速な意思決定を行っております。
- ・当社は中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具現化するため、毎事業年度の事業計画を策定しております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、上記（4）で定めた中長期の方針に基づき、グループ各社で中期経営計画及び事業計画を策定し、当社の取締役会において承認しております。事業計画の実施状況は、経営会議に報告しております。
- ・当社は、『子会社管理規程』を制定しており、同規程に基づいて、子会社ごとに定められた主管部門が経営管理を実施しております。
- ・当社は、監査役と内部監査部門が連携して、グループ会社の業務監査を実施し、経営会議に報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、職務執行において内部監査部門の使用人に補助を求めることが可能で、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して、監査役の職務の補助を行うことができる体制をとっています。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に当該事実に関する事項を速やかに報告する体制をとっています。
- ・監査役は、取締役及び使用人に業務執行に関する報告を求めて、速やかに報告を受けております。
- ・監査役は、内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その内容を確認しております。
- ・監査役は、内部監査部門の長から内部監査の実施状況について適宜報告を受けております。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、経営会議、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、議事録等を確認しております。
- ・監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間で、適宜意見交換をしております。
- ・監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けております。

~~~~~  
本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満の端数を切捨て、比率の数値については、四捨五入により表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部             |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目               | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>15,331</b> | <b>流動負債</b>      | <b>4,383</b>  |
| 現金及び預金          | 6,797         | 支払手形及び買掛金        | 2,171         |
| 受取手形            | 512           | 短期借入金            | 31            |
| 売掛金             | 2,587         | リース債務            | 14            |
| 電子記録債権          | 1,293         | 未払金              | 686           |
| 有価証券            | 1,000         | 未払法人税等           | 281           |
| 商品及び製品          | 188           | 未払費用             | 691           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,243         | 契約負債             | 19            |
| 仕掛品             | 1,554         | 賞与引当金            | 353           |
| その他             | 157           | 役員賞与引当金          | 75            |
| 貸倒引当金           | △3            | その他              | 58            |
| <b>固定資産</b>     | <b>10,048</b> | <b>固定負債</b>      | <b>1,692</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,995</b>  | リース債務            | 22            |
| 建物及び構築物         | 3,791         | 繰延税金負債           | 0             |
| 機械装置及び運搬具       | 2,300         | 役員退職慰労引当金        | 2             |
| 土地              | 2,692         | 退職給付に係る負債        | 1,666         |
| 建設仮勘定           | 14            | その他              | 1             |
| その他             | 196           |                  |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>108</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>6,076</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>944</b>    | <b>純資産の部</b>     |               |
| 投資有価証券          | 276           | 株主資本             | 18,999        |
| 長期貸付金           | 11            | 資本金              | 164           |
| 繰延税金資産          | 608           | 利益剰余金            | 18,964        |
| その他             | 47            | 自己株式             | △129          |
| 貸倒引当金           | △0            | その他の包括利益累計額      | 304           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 102           |
|                 |               | 為替換算調整勘定         | 201           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額     | 0             |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>19,303</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>25,380</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>25,380</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           |     | 金 額    |
|-------------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                         |     | 16,874 |
| 売 上 原 価                       |     | 12,533 |
| 売 上 総 利 益                     |     | 4,341  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |     | 3,227  |
| 營 業 利 益                       |     | 1,113  |
| 營 業 外 収 益                     |     |        |
| 受 取 利 息                       | 8   |        |
| 受 取 配 当 金                     | 8   |        |
| 受 取 賃 貸 料                     | 24  |        |
| 補 助 金 収 入                     | 2   |        |
| 為 替 差 益                       | 40  |        |
| そ の 他                         | 13  | 97     |
| 營 業 外 費 用                     |     |        |
| 支 払 利 息                       | 3   |        |
| そ の 他                         | 4   | 8      |
| 經 常 利 益                       |     | 1,202  |
| 特 別 利 益                       |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 2   |        |
| そ の 他                         | 0   | 2      |
| 特 別 損 失                       |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 0   |        |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 39  |        |
| 減 損 損 失                       | 0   |        |
| そ の 他                         | 0   | 39     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |     | 1,166  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 392 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △17 | 375    |
| 当 期 純 利 益                     |     | 790    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |     | —      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |     | 790    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部             |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目               | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,346</b> | <b>流動負債</b>      | <b>3,894</b>  |
| 現金及び預金          | 5,264         | 支払手形             | 113           |
| 受取手形            | 478           | 買掛金              | 1,805         |
| 売掛金             | 2,380         | リース債務            | 9             |
| 電子記録債権          | 1,159         | 未払金              | 638           |
| 有価証券            | 1,000         | 未払費用             | 635           |
| 商品及び製品          | 144           | 未払法人税等           | 235           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,087         | 賞与引当金            | 335           |
| 仕掛品             | 1,460         | 役員賞与引当金          | 73            |
| 前払費用            | 61            | その他              | 46            |
| 関係会社貸付金         | 245           |                  |               |
| その他             | 65            |                  |               |
| 貸倒引当金           | △0            | <b>固定負債</b>      | <b>1,665</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>10,283</b> | リース債務            | 19            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,960</b>  | 退職給付引当金          | 1,645         |
| 建物              | 3,044         | その他              | 1             |
| 構築物             | 242           |                  |               |
| 機械装置            | 2,115         | <b>負債合計</b>      | <b>5,559</b>  |
| 車輌運搬具           | 3             |                  |               |
| 工具器具備品          | 183           | <b>純資産の部</b>     |               |
| 土地              | 2,356         | <b>株主資本</b>      | <b>18,001</b> |
| 建設仮勘定           | 14            | <b>資本金</b>       | <b>164</b>    |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>83</b>     | <b>利益剰余金</b>     | <b>17,966</b> |
| ソフトウエア          | 74            | 利益準備金            | 41            |
| その他             | 9             | その他利益剰余金         | 17,925        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,239</b>  | 別途積立金            | 13,000        |
| 投資有価証券          | 205           | 繰越利益剰余金          | 4,925         |
| 関係会社株式          | 1,273         | <b>自己株式</b>      | <b>△129</b>   |
| 関係会社出資金         | 50            | 評価・換算差額等         | 69            |
| 長期貸付金           | 11            | その他有価証券評価差額金     | 69            |
| 繰延税金資産          | 667           |                  |               |
| その他             | 29            |                  |               |
| 貸倒引当金           | △0            | <b>純資産合計</b>     | <b>18,070</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>23,630</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>23,630</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 | 14,715 |
| 売 上 原 価               | 11,169 |
| 売 上 総 利 益             | 3,546  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,812  |
| 營 業 利 益               | 734    |
| 營 業 外 収 益             |        |
| 受 取 利 息               | 14     |
| 受 取 配 当 金             | 85     |
| 受 取 賃 貸 料             | 24     |
| 為 替 差 益               | 24     |
| 補 助 金 収 入             | 0      |
| そ の 他                 | 12     |
| 營 業 外 費 用             | 162    |
| 支 払 利 息               | 0      |
| そ の 他                 | 2      |
| 経 常 利 益               | 893    |
| 特 別 利 益               |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 2      |
| そ の 他                 | 0      |
| 特 別 損 失               | 2      |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 0      |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 39     |
| 減 損 損 失               | 0      |
| そ の 他                 | 0      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 39     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 292    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △32    |
| 当 期 純 利 益             | 259    |
|                       | 596    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

富士ダイス株式会社  
取締役会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立石 康人  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ダイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

富士ダイス株式会社  
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立石 康人  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、重点監査項目として内部統制システムの整備運用状況、コンプライアンス・リスクマネジメント体制の整備運用状況、成長戦略の進捗状況、E S G、S D G sへの取り組み状況等を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にW e b会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画をほぼ実行しました。また、子会社については、毎月親会社で開催される子会社業績報告会に出席し、各社取締役や子会社管理部門等から事業及び管理状況の報告を受けるとともに、重要事項について直接子会社に事情聴取を行いました。
- (3) また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (4) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (5) また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

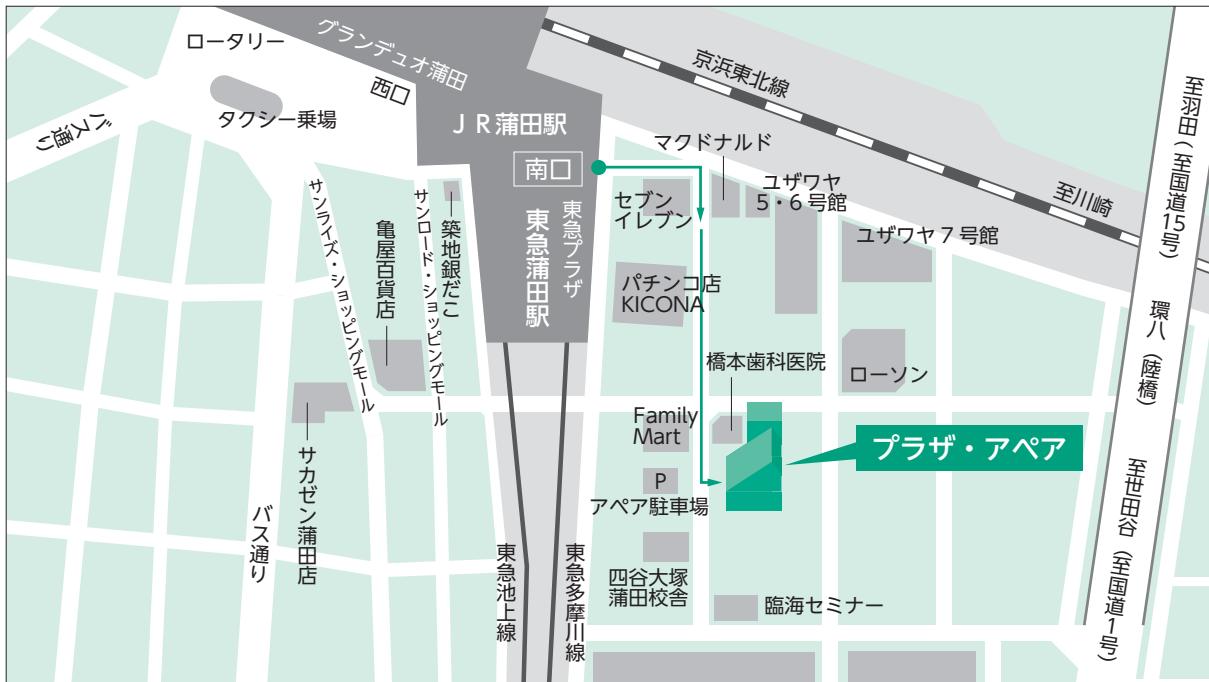
富士ダイス株式会社 監査役会  
 常勤監査役 宮川 弘㊞  
 社外監査役 岸田一男㊞  
 社外監査役 内田伊知郎㊞

以上

# 株主総会会場ご案内図

開催日時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時)

開催場所 プラザ・アペア 2階 「オリジア」  
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号  
電話03(3732)4122



## 交通のご案内

JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線の**蒲田駅** **南口**より**徒歩2分**

※駐車券の配布はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

※当日、お土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

**FUJILLOY** 富士ダイス株式会社



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。